

薬生食輸発0126第2号  
令和5年1月26日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「令和4年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
(韓国産エゴマのインドキサカルブ、コートジボワール産カカオ豆のアフラトキシン、中国産あさりのプロメトリン、にんじんのトリアジメノール、にんにくの茎のチアメトキサム及びばれいしょのハロキシホップ、ネパール産とうもろこしのアフラトキシン並びにニュージーランド産いちごのカルバリル)

標記については、令和4年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正：令和5年1月25日付け薬生食輸発0125第2号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、韓国産エゴマのインドキサカルブ、コートジボワール産カカオ豆のアフラトキシン、中国産あさりのプロメトリン、にんじんのトリアジメノール、にんにくの茎のチアメトキサム及びばれいしょのハロキシホップ並びにネパール産とうもろこしのアフラトキシンについて、検査命令を解除したことから、令和4年度輸入食品監視指導計画に基づき、モニタリング検査の頻度を30%として対応することとし、モニタリング通知の別表第2に下記を追加する。

また、過去一年間の検査実績を踏まえ、ニュージーランド産いちごのカルバリルについてモニタリング通知の別表第2及び別表第3から削除することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

| 検査強化日         | 対象国・地域   | 対象品目                      | 検査項目           | 製造者、製造所、輸出者及び包装者 |
|---------------|----------|---------------------------|----------------|------------------|
| 令和5年<br>1月26日 | 韓国       | エゴマ及びその加工品<br>(簡易な加工に限る。) | 残留農薬(インドキサカルブ) |                  |
|               | コートジボワール | カカオ豆                      | アフラトキシン        |                  |

|  |      |   |                |  |
|--|------|---|----------------|--|
|  | 中国   | あさり及びその加工品                                    | 残留農薬（プロメトリン）   |  |
|  |      | にんじん及びその加工品（簡易な加工に限る。）                        | 残留農薬（トリアジメノール） |  |
|  |      | にんにくの茎及びその加工品（簡易な加工に限る。）                      | 残留農薬（チアメトキサム）  |  |
|  |      | ばれいしょ及びその加工品（簡易な加工に限る。）                       | 残留農薬（ハロキシホップ）  |  |
|  | ネパール | とうもろこし（甘味種を除く。）及びその加工品（とうもろこしを5%以上含有するものに限る。） | アフラトキシン        |  |